

高畠町農業委員会第26回総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午前9時00分から午前9時45分

2. 開催場所 高畠町役場 委員会室

3. 出席委員(16名)

会長	1番	山口 令和 委員			
	2番	佐藤 泰彦 委員		3番	山田 文則 委員
	4番	高梨 修一 委員		5番	長谷川 みどり 委員
	6番	横山 裕一 委員		7番	齋藤 真徳 委員
	8番	嶋津 功美 委員		9番	黒田 雅幸 委員
	10番	菅野 仁一 委員		11番	高橋 稔 委員
	12番	栗田 亮一 委員		13番	安部 春一 委員
	14番	庄司 和美 委員		15番	萩原 拓重 委員
	16番	高橋 正利 委員			

4. 欠席委員(-名)

なし

5. 遅刻委員(-名)

なし

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 付議事項

報第 39号	農地法第18条第6項の規定による通知について……………	1件
議第106号	農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について……………	1件
議第107号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	2件
議第108号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について……………	3件

議第109号 地域計画の変更に係る農業委員会の意見決定について…………… 4件

7. その他の事項

8. 報告事項

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 二宮弘明

事務局次長兼農地係長 山口 充

主任 小関陽香

主 事 齋藤一哉

農林振興課職員

主任 平石哲哉

事務局長

改めまして、おはようございます。

ただいまより第26回高畠町農業委員会総会を開会いたします。

初めに、高畠町農業委員会憲章唱和を行います。佐藤会長職務代理者、よろしくお願ひいたします。皆様、ご起立お願ひいたします。

(高畠町農業委員会憲章唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、山口会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

山口会長

【会長挨拶】

事務局長

ありがとうございました。

本日でございますけれども、全員出席でございます。したがって、出席委員は16名中16名でございます、定足数に達しております。

それでは、高畠町農業委員会総会会議規則第5条第1項により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。高畠町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により、議長において指名いたします。

5番長谷川みどり委員、8番嶋津功美委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主事を指名いたします。

議 長

次に、日程第2、会期の決定を行います。

本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長 次に、日程第3、報第39号「農地法第18条第6項の規定による通知について」1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について報告いたします。

【報第39号を議案書をもとに朗読】

議 長 ただいまの件で発言のある方はございませんか。

(発言なし)

議 長 特に発言はないようですので、以上で報第39号を終わります。

議 長 次に、日程第4、議第106号「農地法第3条第1項の規定による所有権の移転許可申請に対する農業委員会の許可について」1件を議題といたします。

担当地区推進委員からの現地調査の報告を含め、事務局の説明を求めます。・・・小関主任。

番 外 《小関主任》 ただいまの件について説明いたします。

【議第106号を議案書をもとに朗読】

【現地調査の結果を報告】

議 長 以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第106号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第5、議第107号「農地法第4条第1項の規定による許可申
請に対する農業委員会の意見決定について」2件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件についてご説明いたします。

【議第107号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より
報告願います。2番佐藤職務代理。

2 番 2番です。

7月16日、私と菅野仁一委員、二宮局長、山口次長と、当日午後から
現地のほうを見に行ってきました。

申請番号1番については一部草刈りなっているような状態、一部は野菜
が植わって、ちゃんと手入れなっている状態で、事前着工もなく何も問題
ないものと思って見てきました。

申請番号2番については、申請人の本当に玄関前の庭として利用されているようで、松の木を中心に、大分大きな木が植わっているような状態でした。

先ほど次長のほうからも説明ありましたが、顛末書が出されているということもありましたので、手続をちゃんと踏んでいただければ、やむを得ないのかなと思っておりますので、ご報告申し上げます

以上です。

議 長

以上で説明、報告が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

それでは、私からですけれども、土地改良区の協議済みという2つ、両方書かれておりますけれども、中身はどのような協議済みか、お答えお願いします。次長。

番 外

《山口次長》 こちら、まず申請番号1番の地番、〇〇〇—〇外1筆ということで、その外1筆が申請番号2番の〇〇〇—〇の残りの部分になっております。

こちら、〇〇〇につきましては登記地目田んぼで、現況が転作の畑ということになっておりますけれども、土地改良区との協議につきましては、地区除外の決済金を払ったという内容の協議済みでございます。

以上です。

議 長

上、下も同じな。（「はい」の声あり）

内の面積で決済はできるんですか、土地改良は。山口次長。

番 外

《山口次長》 内面積といいますか、今回転用関係につきましては、申請番号1番、2番でそれぞれ1筆の面積を分けているんですけれども、決済金につきましては、1番、2番セットで1筆の面積で地区除外を行っているものです。

議 長 ○○○番と言ったよね。だけれども、2番には「の内一部」と書かれていますけれども、ここは○○○になるのでは、枝番つかないんじゃないんですか、では。（不規則発言あり）次長。

番 外 《山口次長》 ○○○-○番という1筆をまるっと地区除外したものでございませぬ。（「枝番つくんだ」の声あり）枝番つきます。こちらは、登記簿上の面積が673平米ということになっております。

議 長 それを全部決済したと。ということで、全面積を決済したということで、ご理解をお願いしたいと思います。自分も理解しました。
そのほか何かございますか。

（質問、意見なし）

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第107号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第6、議第108号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する農業委員会の意見決定について」3件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。・・・山口次長。

番 外 《山口次長》 ただいまの案件について、ご説明いたします。

【議第108号を議案書をもとに朗読】

議 長 この案件については現地調査が行われておりますので、代表農業委員より報告願います。10番菅野委員。

10番 7月16日に、局長、次長、佐藤委員と私と現地を見てきました。
事前着工もなく、妥当であろうということを見てきましたので、よろしく
願います。

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑
の方ございませんか。9番黒田委員。

9 番 9番です。

10番の案件についてお聞きしたいんですけども、使用貸借権の設定と
いうことで一時転用ですけども、無償ということは、1月に許可申請した
土地の所有者と今回の渡人が重複しているということで、無償というか、サ
ービスで無償という形になったのでしょうか。

議 長 山口次長。

番 外 《山口次長》 この無償の事由につきましては、5ページの図面のほうを
ご覧いただきたいんですが、今回の申請地、斜線の部分の南側のほう、まだ
農地、樹園地のマークついておりますけれども、ここが今のところまだ手つ
かずといいますか、農地のままになっております。

ただ、〇〇さんのほうで、今回増設工事が終わり次第、第2期工事として
今回の申請地と、この樹園地の部分をさらに転用して拡大する計画を立てて
おります。

以上です。

議 長

9 番。

9 番

分かりました。

あと、もう一点よろしいでしょうかね。（「はい」の声あり）

8 番なんですけれども、乾燥調製施設を建てるということなんですけれども、こちら農振法上、施設用地にするという考え方はなかったんでしょうか。あれ、都市計画区域の場合できないんですって、施設用地に。

議 長

次長。

番 外

《山口次長》 こちらは転用前の農振の区分につきましては、農業振興地域内の既に白地区域となっております。

農振・農用地であれば、転用と合わせて用途変更で農業用施設にする必要があるんですけれども、既に白地の状態であったので、白地からの農業用施設への変更というものはしておりませんので、農振法のほうは今回手続なしで、一発で転用申請という流れになっております。

以上です。

9 番

分かりました。

議 長

そのほかございますか。

それでは、私からもう一回ですけれども、〇〇の定款もらっていると思いますけれども、仕事の中身は何ですか。次長。

番 外

《山口次長》 定款の業務の目的につきましては、配電制御機器の設計、製造販売、電気工事業、電気設備の設計、飲食店の経営、以上に関連する一切の業務ということで、5種類の内容になっております。

議 長 分かりました。
そのほかございますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第108号について、原案のとおり決定
するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、日程第7、議第109号「地域計画の変更に係る農業委員会の意見
決定について」4件を議題といたします。

この案件については、農林課から出席をいただいておりますので、平石主
任の説明を求めます。・・・平石主任。

番 外 《平石主任》 ただいまの件について説明させていただきます。
資料の7ページから9ページになります。

【議第109号を議案書をもとに朗読】

議 長 以上で説明が終わりました。これより議案に対する質疑に入ります。質疑
の方ございませんか。

それでは、決定となった場合、即この中身で進むということで、許可証

みたいなものは行くんですか、これは。主任。

番 外 《平石主任》 この後の流れといたしましては、地域計画案の公告・縦覧が、この後2週間入りまして、その後に変更公告になります。変更公告になったら、今回の地域計画の変更の申出をした方に対しては、一応変更なりましたよという通知のほうは送っております。よろしくをお願いします。

議 長 分かりました。
そのほか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。
それでは、採決いたします。

議 長 ただいま議題となっております議第109号の案件について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議 長 平石主任はここで退席となります。ご苦労さまでした。

議 長 次に、報告事項並びに今後の日程説明に入ります。
最初に、事務局長。

番 外 《二宮局長》

【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、運営委員会委員長報告。10番菅野仁一委員長。

10番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農地専門委員会委員長報告。7番齋藤真徳委員長。

7番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農振専門委員会委員長報告。11番高橋 稔委員長。

11番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 続きまして、農業協同組合理事報告。13番安部春一理事。

13番 【報告事項並びに今後の日程説明】

議 長 その他ございませんか。

ないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。